

脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県循環器病対策推進計画に基づく循環器病対策の充実を図るため、山梨大学（以下、「補助事業者」という。）が実施する脳卒中・心臓病等総合支援センターの運営に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率)

第2条 補助金交付の対象となる事業区分、補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助事業者が補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に關係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者が、前項の交付申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第4条 知事は、前条の規定による交付申請書を審査した結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知する。

2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととしその旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 補助対象事業に要する経費の配分の変更をする場合（別表2に定める軽微な変更を除く。）は、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければな

らない。

- 二 事業内容を変更する場合（別表 2 に定める軽微な変更を除く。）は、変更承認申請書（様式第 3 号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- 三 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- 四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第 6 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了の日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 1 か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い期日までに行うものとする。
 - 3 補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第 7 条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に額の確定通知（第 6 号様式）により通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返納を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 2 0 日以内とする。
 - 4 第 2 項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 1 0 . 9 5 % の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付）

- 第 8 条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いができるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第 9 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）を勘案

して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けなくて、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第10条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む）には、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（様式第9号）により速やかに、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整備及び保管）

- 第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。
- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第9条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請（第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

（その他）

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率
循環器病対策推進事業	山梨県医学部附属病院が設置する脳卒中・心臓病等総合支援センターの運営（相談窓口の設置、研修会等の開催、普及啓発、医療体制の構築等）に対する助成	報酬・給料・共済費・職員手当等、会議費、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料、広告料）、備品購入費、委託料、使用料及び貸借料・損料	当該経費のうち、国交付金を除いた額の 10/10 以内

別表 2

第 5 条で規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

区分	変更内容
経費の配分	補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 20% 以内を増減させる場合
事業の内容	補助事業の目的達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

様式第 1 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地

法人名

代表者名

印

脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金交付申請書

このことについて、別添実施計画書のとおり実施したいので、脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 実施計画書
- 3 収支予算（見込み）書

※ 補助事業ごとに、対象経費の積算内訳を記載した書面を添付すること。

第 号
年 月 日

補助対象者 殿

山梨県知事 印

脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請のあったこのことについては、脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円

- 2 補助金の対象となる事業及びその事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

- 3 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - 1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の 20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
 - 2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止申請書を提出し、知事の承認を受けること。
 - 3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - 4) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管すること。
 - 5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

様式第3号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地

法人名

代表者名

印

脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を変更したいので、脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金
交付要綱第5条の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 交付申請書の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面
を添付すること。

様式第 4 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地

法人名

代表者名

印

脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を中止（廃止）したいので、脳卒中・心臓病等総合支援センター運営
費補助金交付要綱第 5 条の規定により、申請します。

中止（廃止）の理由

中止（廃止）の内容

様式第5号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地

法人名

代表者名

印

脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類
を添えて実績を報告します。

- 1 実施報告書
- 2 収支決算（見込み）書
- 3 その他参考資料

※ 補助事業ごとに、対象経費の積算内訳を記載した書面を添付すること。

様式第 6 号

第 号
年 月 日

補助対象者 殿

山梨県知事 印

脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金額の確定通知

年 月 日付け 第 号で交付決定したこのことについては、
脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり
確定したので通知します。

- | | |
|----------|---|
| 1 確定額 | 円 |
| 2 概算払済み額 | 円 |
| 3 精算払額 | 円 |
| 4 返納額 | 円 |

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
法人名
代表者名 印

脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
次のとおり概算払を請求します。

1 概算払請求額

2 内訳

補助金交付 決定額①	既概算払額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算払 請求額④	備考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現金 指定金融機関
(2) 口座振替 振替先銀行名 貯金種別 (当座・普通)
口座名 No.

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
法人名
代表者名 印

脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金に係る財産処分承認申請書

脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金により取得した財産について次のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）したいので、脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

1 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）しようとする財産

財産の種類	財産の名称	型式	数量	取得価格		取得年月日	残存価格	
				単価	金額		単価	金額

2 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）の内容及びその方法

3 処分しようとする理由

4 その他必要な書類

様式第9号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地

法人名

代表者名

印

_____年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度脳卒中・心臓病等総合支援センター運営費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金額
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還額

その他添付書類

返還額にかかる積算の内訳等